

仕 様 書

1 業務名

森林経営管理所有者調査業務（8-1）

2 目的

本業務は、森林経営管理法第5条に規定する経営管理意向調査を実施するため、同法第10条及び第24条に規定する不明森林所有者等の調査を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 対象地域

安佐北区安佐町大字小河内ほか

5 調査件数

165件（※調査対象者名簿は契約締結時に開示する。）

6 業務内容

(1) 貸与資料の整理・精査

発注者が貸与した資料を整理・精査すること。

(2) 閉鎖登記簿等の取得

必要に応じ、発注者が貸与した資料以外で、対象森林の登記事項を確認できる資料（閉鎖登記簿等）を職務上請求により取得すること。

(3) 戸籍調査

戸籍謄本、戸籍の附票等を職務上請求により取得し、登記名義人等の所在を調査すること。ただし、登記名義人等が国外に異動している場合は、異動先の国名までの調査とする。

ア 登記名義人が生存しており、現在の住所地が土地登記事項証明書に記載されているものと異なる場合は、戸籍の附票等を取得し、登記日から現在に至るまでの住所の変遷を調査し、同一人であることを確認すること。

イ 登記名義人が死亡し、相続が発生している場合は、相続人の調査を行い、相続関係説明図を作成すること。

(4) 聞き取り調査

地元精通者等への聞き取り調査を実施した場合は、聞き取り調査調書（様式第3号）を作成すること。

7 成果品の作成要領

(1) 相続関係説明図は作成例を参照し、登記名義人毎に以下の要領で作成すること。

ア 基本は、A4(縦)サイズで作成することとし、相続が複数発生している場合には、A3(横)サイズで作成すること。

イ 登記名義人の最後の本籍地、最後の住所地及び登記事項証明書の住所を記載すること。

ウ 登記名義人（被相続人）は☉と表記し、氏名、出生年月日及び死亡年月日を記入すること。

エ 関係人の氏名、出生年月日、死亡年月日、続柄を記載すること。

オ 家督相続や養子縁組、婚姻等が発生している場合はそれらの発生日を漏れなく記載すること。

カ 法定相続人は㊦と表記し、氏名、出生年月日、続柄、現在の住所地及び持分を記載すること。また、持分は分母を揃えること。

キ 代襲相続が発生している場合は被代襲者を㊧と表記すること。

ク 相続人が全員死亡し相続人が不存在である場合も同様に相続関係説明図を作成し、「相続人不存在」と記載すること。

(2) 6(3)及び(4)の調査を行っても現在所有者等を確認することができなかった場合は、調査調書(様式第4号)を以下の要領で作成すること。

ア 調査年月日、調査内容及び結果を記入すること。

イ 戸籍謄本等の交付申請書や廃棄証明書など調査経緯が分かるものを全て添付すること。

8 貸与資料

発注者は以下の資料を貸与する。

- (1) 対象地番の土地登記事項証明書の写し(紙ベース)
- (2) 公用請求により取得した証明書の写し等(紙ベース)
- (3) その他必要と認められるもの

9 戸籍謄本等の取得に関する留意事項

- (1) 戸籍謄本等の重複取得は認めない。複数人の登記名義人が数次相続している場合も同様とする。
- (2) 発注者が登記名義人の相続人と思われる者の住民票の写しを貸与資料として提供している場合は、その者の戸籍の附票を取得しないこと。

10 成果品について

(1) 調査結果を集計した調査結果報告書(様式第1号)及び出来高調書(様式第2号)、相続関係説明図の電子データ(CD-R(Word又はExcel形式でエラーチェック及びウイルス対策を実施したもの))を1部納品すること。

(2) 登記名義人ごとの調査結果に応じて以下のものを1部ずつ納品すること。なお、相続関係説明図及び取得した戸籍謄本等の原本はフラットファイルに綴じ、戸籍謄本等の原本には通し番号を付けること。

ア 登記名義人の所在が判明した場合

- (ア) 出来高調書(様式第2号)
- (イ) 取得した戸籍謄本等の原本

イ 登記名義人が死亡し相続が発生していた場合(相続人が不存在である場合を含む)

- (ア) 出来高調書(様式第2号)
- (イ) 取得した戸籍謄本等の原本
- (ウ) 相続関係説明図

ウ 現在所有者等を確認することができなかった場合

- (ア) 出来高調書(様式第2号)
- (イ) 調査調書(様式第4号)及び添付資料

エ 聞き取り調査を行った場合

- (イ) 聞き取り調査調書(様式第3号)

(3) 納品期限

令和9年2月26日

(4) 納品場所

広島市安佐北区深川八丁目30番12号

公益財団法人広島市農林水産振興センター 農林部農林振興課

11 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）
- (2) 森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）
- (3) 森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）
- (4) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 公益財団法人広島市農林水産振興センター個人情報保護規程
- (6) その他関係法令、規則、通達等

関係法令等が履行期間中に変更となった場合は最新版を適用する。ただし、発注者の承諾を得た場合又は指示を受けた場合はこの限りではない。

12 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たり、受注者は契約締結後速やかに実施計画書（工程表、業務実施者名簿）を作成し、発注者に提出して承認を得ること。
- (2) 業務委託設計数量に変更がある場合は委託契約金額を変更するものとする。
- (3) 委託期限から起算して45日前までに実施数量の確認できる書類を提出すること。
- (4) 受注者は業務完了後、調査結果報告書を提出し、委託契約期間内に発注者の検査を受けなければならない。また、検査合格をもって成果品を発注者に引き渡したものとするが、成果品に不備等が発見された場合は、受注者は責任を持って速やかに修正の上、納品しなければならない。
- (5) 現場責任者は、司法書士、土地家屋調査士、弁護士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士のいずれかの資格を有する者とする。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た個人情報は、個人情報保護法及び公益財団法人広島市農林水産振興センター個人情報保護規程に則り適切に管理すること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めがない事項については、その都度、発注者と協議するものとする。また、受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。

最後の本籍地

最後の住所地

登記事項証明書の住所

被相続人

生年月日
死亡年月日

家督相続年月日

相続人A

生年月日
死亡年月日

家督相続年月日

相続人B

生年月日
死亡年月日

婚姻年月日

相続人C

生年月日
死亡年月日

持分▲▲分の▲
相 続柄 法定相続人a
生年月日
現在の住所地

代 続柄 相続人D
生年月日
死亡年月日

離婚年月日

配偶者

持分▲▲分の▲
相 続柄 法定相続人b
生年月日
現在の住所地

持分▲▲分の▲
相 続柄 法定相続人c
生年月日
現在の住所地

持分▲▲分の▲
相 続柄 法定相続人d
生年月日
現在の住所地
○年○月○日相続人B・Cと養子縁組

凡例 (被) = 被相続人 · (相) = 相続人 · (代) = 被代襲者

相続及び住所を証する書面は添付した。

(様式第1号)

令和 年 月 日

公益財団法人広島市農林水産振興センター
理事長 様

受託者

住 所

氏 名

森林経営管理所有者調査業務 調査結果報告書

このことについて下記のとおり報告します。

記

- 1 業務名 森林経営管理所有者調査業務 (一)
- 2 委託期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 3 実施期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 4 調査結果 受託件数 (件) のうち、
 - ・不明森林所有者等の所在が判明した (件)
 - ・不明森林所有者等が死亡し相続が発生していた (件)
 - ・相続人不存在であった (件)
 - ・現在所有者等を確認することができなかった (件)
 - ・契約期間内に調査が完了しなかった (件)
- 5 成果品
 - ・相続関係説明図 (枚)
 - ・取得した戸籍謄本等の原本 (通)
 - ・聞き取り調査調書 (枚)
 - ・調査調書及び添付資料 (組)

担当

